

氷見市総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第9次氷見市総合計画後期基本計画の策定に当たり、実効性のある計画とすることを旨として全庁的に取り組むため、氷見市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想の策定に関する事項
- (2) 基本計画の策定に関する事項
- (3) 実施計画の策定に関する事項
- (4) その他特に必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、市長、副市長、教育長、政策統括監、各部長、防災・危機管理監、会計管理者及び消防管理監をもって組織する。

- 2 市長は、必要と認める場合には、前項の職員以外の職員を出席させることができる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、市長が主宰する。ただし、市長に事故があるときは、副市長が主宰する。

- 2 会議は、所掌事務を行うため、必要に応じてその都度開催する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、企画政策部において処理する。

附 則

この要綱は、令和8年3月19日から施行する。

氷見市総合計画策定委員会委員名簿

No	役 職 名	氏 名
1	市長	菊地 正寛
2	副市長	篠田 伸二
3	教育長	有島 洋之
4	政策統括監	東軒 宏彰
5	企画政策部長	出戸 勝教
6	総務部長	天坂 正
7	市民部長	森 芳克
8	産業振興部長	竹口 英一
9	建設部長	小倉 宣幸
10	防災・危機管理監	赤倉 哲郎
11	会計管理者	岩根 伊都子
12	教育委員会事務局教育次長	萩原 宣雄
13	消防管理監	安田 幸之